

「60歳以上通話割」提供条件書

1. 概要

「60歳以上通話割」は、対象の料金プラン及びかけ放題(24時間いつでも)にご加入の60歳以上のお客様について、UQ mobileのご利用料金等を割り引く特約です。

2. 提供条件

(1) 受付期間

2021年3月1日(月)～受付終了時期未定

※受付を終了する場合は、予めKDDI/沖縄セルラーのホームページ等でお知らせします。

(2) 適用条件

適用条件	
特典1	本特約の受付期間に①または②を満たすこと。 ①次の全てを満たすこととなるUQ mobileの新規契約、料金プランの変更またはかけ放題(24時間いつでも)の適用のお申込みをしていただくこと。 ア 表1の対象料金プランにご加入いただいていること。 イ かけ放題(24時間いつでも)にご加入いただいていること。 ウ 個人名義であって、そのお申込み時点の契約者の年齢(利用者登録をされている場合は利用者の年齢とします。以下同じとします。)が60歳以上であること。 ②①のアからウの全てを満たしているお客様が、本特約にお申込みいただくことまたは機種変更(端末の購入を伴わないものを含みます。)をしていただくこと。
特典2	特典1の適用条件のほか、電子メール機能にご加入いただいていること。

【表1:対象料金プラン】

区分	対象料金プラン
区分1	くりこしプラン S +5G、くりこしプラン M +5G、くりこしプラン L +5G
区分2	くりこしプラン S(V)、くりこしプラン M(V)、くりこしプラン L(V)

(3) 内容

特典	内容*1
特典1	・2の(2)の区分1の料金プランの場合:UQ mobileのご利用料金から税抜額1,000円(税込額1,100円)を割引 ・2の(2)の区分2の料金プランの場合:かけ放題(24時間いつでも)の通話オプション料から税抜額1,000円(税込額1,100円)を割引
特典2	特典1の適用を受ける月の電子メール機能の付加機能利用料を無料

*1:詳細は「3. 重要事項」をご確認ください。

3. 重要事項

(1) 適用・廃止について

- 2の(2)適用条件を満たすこととなった事由に応じて、それぞれ次表の右欄に定める月から本特約を適用します。

区分		適用開始月
下欄以外の場合		お申込み翌月
右記のお申込みにより適用条件の①を満たした場合	UQ mobile の新規契約	UQ mobile の課金開始月
	機種変更*2	機種変更を行った日を含む月
	料金プラン変更*3	対象料金プランの適用開始月
	かけ放題(24 時間いつでも)の適用	かけ放題(24 時間いつでも)の適用開始月

*2:2の(2)の区分 1 の料金プランにご加入いただいている場合または機種変更と同時にご加入いただいた場合に限り
ます。

*3:2の(2)の同一区分の料金プラン間の変更を除きます。

- 端末の故障修理や代用機貸し出しなど所定のお手続き中または新規契約、他社からの乗りかえ(MNP)もしくは機種変更のお手続きが完了していないときは、本特約の適用が遅れるまたは適用しない場合があります。
- 2の(2)の区分 2 の料金プランにご加入で、かけ放題(24 時間いつでも)の通話オプション料が日割の場合、その日数に応じて、特典 1 の割引額も日割します。この場合、日割した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 2の(2)区分 2 の料金プランにご加入で、ご利用料金が割引額に満たなかった場合、ご利用料金を上限に割り引きます。
- 対象料金プラン以外への変更、かけ放題(24 時間いつでも)の廃止、UQ mobile の解約があった場合または利用者登録の変更等により契約者の年齢が 60 歳未満となった場合は、その事由が生じた日を含む月の末日をもって、本特約の適用を終了します。ただし、月の初日に対象料金プラン以外への変更またはかけ放題(24 時間いつでも)の廃止が行われた場合、前月利用分をもって本特約の適用を終了します。

(2)その他のご注意事項

- KDDI/沖縄セルラーが実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本使用料、通話料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書および契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款および各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書および契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合

であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。

- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2021年3月1日

■最終更新日:2022年4月1日